

Google (General Search) アメリカ連邦地裁判決を読む

—因果関係を中心に—

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 滝澤 紗矢子

要 約

2025年12月に終局判決が出された、一般検索サービスに係る Google アメリカ連邦地裁判決は、アメリカにおいて、Microsoft 事件以来四半世紀ぶりの、ビッグテックに対するシャーマン法2条の連邦政府訴訟として、注目を浴びていたものである。理論面からの最大の注目点は、因果関係にある。本判決は、違法性判断でも remedy (問題解消措置) 判断でも、紙幅を割いて、この点につき興味深い判示を行っていた。すなわち、本件事案においては、問題になった Google の排他的取引だけでなく、Google のイノベーション、投資、技術、検索サービスの品質の優位性、事業経営上の才覚、モバイル普及に関する競争者の誤算等も、Google の monopoly power の獲得、維持に確実に寄与してきたと認定されていた。したがって、いかなる水準の因果関係をどのように設定するかが違法性判断の争点となった。また、因果関係は、競争上の弊害を解消するためにどのような措置 (remedy) が認められるかを検討するための基本枠組みも提供している。本稿は、Google 連邦地裁判決を読むことを通じて、競争法におけるこうした因果関係論の一端につき考察を加える。

目 次

1. はじめに
2. 前提
 - (1) シャーマン法2条
 - (2) 違法性判断と remedy 判断の分離
 - (3) 争点の絞り込み
3. 違反認定
 - (1) Monopoly Power
 - (2) 排他的取引
 - (3) 因果関係・反競争効果
 - (4) 競争促進効果 (正当化理由)
4. Remedy 判断：一般論
 - (1) 前提
 - (2) 判断枠組み
 - (3) 因果関係
 - (4) 違反認定は remedy を基礎付けるのに十分か
 - (5) remedy 設計の基本原則：違反行為から得られる果実の剥奪
 - (6) 生成 AI を remedy に含めうるか
5. Remedy 判断：本件特定の remedy 判断の概要
 - (1) 排他的取引の差止め
 - (2) 構造的措置
 - (3) その他の主要な行動的措置
6. 若干の検討

1. はじめに

本稿は、アメリカで2024年から2025年にかけて出されたGoogle連邦地裁判決^{(1),(2)}を読むことを通じて、現代の高度な先端技術が集約されたデジタルプラットフォームに対する競争法規制のあり方の一端を紹介する。本判決は、アメリカ合衆国において、Microsoft事件⁽³⁾以来、四半世紀ぶりに登場した、ビッグテックに対するシャーマン法2条に係る大型の反トラスト連邦政府訴訟として注目を浴びてきた。

結論として、高度に技術集約された商品役務に対して競争法を適用する場合であっても、その法適用枠組みは変わらない。ただし、本判決は、次の2点について理論的検討に値する判示を行っている。第1には、Googleの行為だけでなく、イノベーションや技術、最終的には商品役務の品質の優位性も排除効果に寄与している場合の判断である。単独で行われる排除行為には、競争に向けた正当な行動という側面も認められやすく、従来違法性判断の難しさが指摘されてきた。この点は、本判決の中で、因果関係の問題として議論されている。第2に、技術集約された商品役務に係る競争上の問題を解消するためにどのような措置(remedy)をとりうるか、という問題である。本件に即していえば、Google検索機能はオンライン広告と密接に結びついているところ、remedyとして両者の分割が認められるのか、もしくは、Googleが独占的地位に基づいて収集したデータの競争者との共有や、検索に係る一定の技術について競争者へのライセンスが求められるのか、といった論点である。ここでも、remedyの相当性をめぐって、因果関係が争点の1つとなっている。以上のとおり、本判決では、違法性判断でもremedy判断でも、因果関係の問題が重要な位置を占めており、これに紙幅を割いて興味深い判示を行っている。

そこで、本稿は、Google連邦地裁判決の内容を比較的丁寧で紹介した上で、因果関係の論点を中心に若干の検討を行う⁽⁴⁾。主な判断内容は、違反認定に係るmemorandum opinion(中間判決)⁽⁵⁾とremedyに係るmemorandum opinion⁽⁶⁾に分かれているが、その双方を対象とする。判示事項そのものからも、急速に高度な技術発展を遂げる商品役務市場の画定、反競争効果(排除効果)の評価やremedyの仕組み方の難しさを具体的に見ることができるため、まずはそれ自体を詳しく紹介し、若干の検討を加える。

2. 前提

具体的判示内容に入る前に、本件で違法性判断の根拠となっているシャーマン法2条の違反要件をみるとともに、trial前の争点整理について確認しておきたい。

-
- (1) 違反認定に係るmemorandum opinion(中間判決)として、United States et al. v. Google LLC, 747 F.Supp.3d 1 (D.D.C., 2024), remedy判断に係るmemorandum opinionとして、Case No. 20-cv-3010 (APM), Case No. 20-cv-3715 (APM) Document 1436 (D.D.C., 2025). これらを基に、2025年12月5日、final judgment (Document 1462)が公表された。以下では、これらをまとめて「本判決」という。
 - (2) 2025年4月15日に公正取引委員会がGoogle LLCに対して行った排除措置命令(令和7年(措)第5号)と事案内容の一部が共通する。
 - (3) 連邦政府等がMicrosoftをシャーマン法2条に違反するとして提訴した事案である。連邦地裁は、Microsoftの行為がシャーマン法2条に違反すると判断し(United States v. Microsoft Corp., 87 F.Supp.2d 30 (D.D.C., 2000)), remedyとして分割を命じた(United States v. Microsoft Corp., 97 F.Supp.2d 59, 64-65 (D.D.C., 2000))。しかし、連邦控訴裁は、この命令を破棄し、再審理を命じた(United States v. Microsoft Corp., 253 F.3d 34 (D.C. Cir., 2001))。同連邦控訴裁判決は、本判決で先例として参照されている。最終的に、この事案は、連邦政府等の大多数の原告との間では、和解により終結した。
 - (4) 本判決の因果関係のポイントに絞って先行して検討した拙稿として、滝澤紗矢子「Google [General Search] アメリカ連邦地裁判決にみる因果関係のポイント」NBL1304号94-100頁(2025.12.15)がある。
 - (5) 「違反認定」という。注1参照。
 - (6) 「remedy判断」という。注1参照。

(1) シャーマン法 2 条⁽⁷⁾

本件で、原告連邦政府等は、後掲 (3) で具体的に見るような排他的取引 (exclusive dealing) に相当する行為により、monopoly power を維持しており、シャーマン法 2 条に違反すると主張して、Google LLC に対して equity 上の問題解消措置 (remedy) を求める訴訟を提起した⁽⁸⁾。

シャーマン法 2 条は、「monopolize, or attempt to monopolize」を禁止すると規定する。本件では、前者、すなわち monopolization が問題となった。

monopolization の具体的違反要件は、判例上、① monopoly power の存在と②能率競争から逸脱した monopoly power の人為的な維持・強化=正当化理由なく反競争効果を生じさせること、から成る。その内容と立証について、本判決は、先例に基づき、次のように整理している。①の立証責任は原告にある。monopoly power を立証する前提として、代替性に基づき市場画定を行う必要がある。画定された市場を前提として、直接証拠が間接証拠に基づき、monopoly power が立証されうる。もっとも、直接証拠が得られることはあまりないため、多くの場合間接証拠からの立証となる。具体的には、判例上、市場シェアが 3 分の 2 を超え、かつ参入障壁があるという証拠が示されれば、通常 monopoly power が認められる。②は 3 段階から成る。各段階で立証責任が転換するため、burden-shifting framework といわれる。まず、違反被疑行為から反競争効果 (anticompetitive effects) が生ずることを原告が証明する必要がある。反競争効果が証明された場合には (prima facie case)、正当化理由 (procompetitive justification) について被告が証明することが求められる。それが証明された場合には、反競争効果が正当化理由を上回ることを原告が証明しなければならない。本判決も、この判断枠組みを忠実に当てはめつつ、第 1 段階を中心に検討されている。

(2) 違法性判断と remedy 判断の分離

本判決は、違法性判断を、remedy 判断から切り分けて、約 1 年先行して行っている。具体的には、シャーマン法 2 条に違反するかどうかについてのみ、入念な discovery と trial⁽⁹⁾ を行って memorandum opinion を公表した上で⁽¹⁰⁾、次に remedy に関する discovery と evidentiary hearing⁽¹¹⁾ を行ってその判断を示している⁽¹²⁾。これは、本件訴訟を担当した Amit Mehta 判事が Microsoft 訴訟の経緯を踏まえたためといわれている⁽¹³⁾。Microsoft の分割を命じた連邦地裁の是正命令 (remedial decree)⁽¹⁴⁾ は、控訴審である連邦控訴裁判所によって、当該分割を含む remedy の相当性の立証とその手続きが不十分であることを主な理由として全面的に破棄されたが、連邦控訴裁は、違法性判断自体は部分的に支持していた⁽¹⁵⁾。しかし、連邦地裁判決において違法性判断と remedy 判断が一体として行われていたために、当該判決全体が破棄差戻しされることとなった。本件訴訟では、上記のように両者の判断を分離することによって、一方の判断が上級審で覆されたとしても他方は維持されうるよう考えられたといわれる。実際、当時訴訟を遂行していたバイデン政

(7) 15 U.S.C. § 2. Every person who shall monopolize, or attempt to monopolize, or combine or conspire with any other person or persons, to monopolize any part of the trade or commerce among the several States, or with foreign nations, shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be punished by fine not exceeding \$100,000,000 if a corporation, or, if any other person, \$1,000,000, or by imprisonment not exceeding 10 years, or by both said punishments, in the discretion of the court.

(8) 第 1 次トランプ政権末期の 2020 年 10 月 20 日に、連邦政府 (DOJ) と 11 州が訴訟提起し、その約 2 ヶ月後に 38 州が同種の訴訟を提起した。両訴訟は、請求内容が重なることから、併合された。

(9) 2023 年 9 月 12 日～11 月 16 日。

(10) United States et al. v. Google LLC, 747 F.Supp.3d 1 (D.D.C., August 5th, 2024).

(11) 2025 年 4 月 22 日～5 月 9 日。

(12) Case No. 20-cv-3010 (APM), Case No. 20-cv-3715 (APM) Document 1436 (D.D.C. September 2nd, 2025).

(13) Microsoft 連邦控訴裁判決では、原審を指揮した連邦地裁判事のメディアとの関係も批判された。Amit Mehta 判事は、これも踏まえ、情報管理を徹底して本件訴訟を指揮したように見える。

(14) United States v. Microsoft Corp., 97 F.Supp.2d 59, 64-65 (D.D.C., 2000).

(15) United States v. Microsoft Corp., 253 F.3d 101-105 (D.C. Cir., 2001).

権下の DOJ は、事業分割といった構造的措置を求める公算が大きい状況であって、remedy 判断が大問題になりうることが指摘されていた⁽¹⁶⁾。

(3) 争点の絞り込み

違法性判断に係る trial に先立ち、被告である Google は summary judgment を求めたが、これを棄却するにあたり、裁判所は、trial で検討する争点を絞っている⁽¹⁷⁾。

Google は、ここで市場画定を含む monopoly power の保持については争わず、申し立てられた被疑行為によって反競争効果が生じうるかどうかについてのみ争った。

原告連邦政府 (DOJ) 等が申し立てた訴因は、以下の7点であった。

1. ウェブブラウザ開発者との契約において、Google 検索をデフォルトとすること
2. OEM 端末製造業者 (OEMs) 及びモバイル通信事業者 (キャリア) との契約において、Google 検索をデフォルトとすること
3. 自己優遇を行い、特化型垂直プロバイダ (Specialized Vertical Providers; SVPs)⁽¹⁸⁾ の力を弱めること
4. 競争を妨害するために、検索エンジンマーケティングツール「SA360」を用いること⁽¹⁹⁾
5. Android 互換性義務 (Android Compatibility Commitments; ACCs)⁽²⁰⁾ 及び断片化禁止契約 (Anti-Fragmentation Agreements; AFAs)⁽²¹⁾ を課すこと
6. Google アシスタント及び IoT 端末に関する契約において、Google 検索をデフォルトとすること
7. Android オープンソースプロジェクトにおいて、反競争的な意思決定を行ったこと

上記7点のうち3、5、6、7は、trial に付すだけの説明が十分ではないとして却下する決定が下された。したがって、1、2、4の行為について、シャーマン法2条に違反するかどうかは trial での審理対象となった。なお、ここでは、1～7の行為が反競争効果をもたらすかにつき trial に付すだけの証拠が示されたかどうか個別に判断されたが、説明があると認められた行為については、後述のとおり、trial で累積的相乗効果が評価されている。

3. 違反認定

2024年8月に出された違反認定は、2(1) で見たシャーマン法2条の違法性判断枠組みに沿って、判例に忠実な判断を行っている。主な先例とされているのは、Microsoft 連邦控訴裁判決 (以下、これを「Microsoft 判決」と呼ぶ) である。判断の要となっているのは、反競争効果 (本件では排除効果)、とりわけ因果関係に係る判断である。1で述べたとおり、この部分が本稿の検討にとって重要であるため、以下では当該判示を中心に判示内容を紹介する。

(1) Monopoly Power

monopoly power を認定する前提として、本判決は、原告が主張する市場画定の妥当性を検討している。

(16) 本件訴訟提起自体は、第1次トランプ政権末期に連邦司法省と11州により行われたが (2020年10月20日)、実際の訴訟遂行の大部分は、バイデン政権下の DOJ (Assistant Attorney General for the Antitrust Division は Thomas Kanter) により行われた。バイデン政権下で違法性を認める判断が出され、これを受けて DOJ が事業分割を含む remedy proposal を提出した後、第2次トランプ政権に引き継がれた。remedy に係る hearing は第2次トランプ政権下で行われたものの、当初提出された remedy proposal からの変更等は確認できない。

(17) United States v. Google LLC, 687 F.Supp.3d 48 (D.D.C., October 6th, 2023).

(18) 典型的なものとして、Amazon のプラットフォームが挙げられる。

(19) Google は、オンライン広告プラットフォームである DoubleClick を 2008 年に買収した。それを発展させたのが SA360 である。

(20) Android の規格に互換性があることによって Google の様々な機能を使うことができ、エコシステムに参加できる。

(21) Android と競争関係に立つ OS の出現を防ぎうる。

市場画定は、以下の2つの観点から行われた。第1には、判例に基づく考慮要素である。具体的には、Brown Shoe 判決⁽²²⁾に基づく7つの考慮要素 (practical indicia) を挙げて⁽²³⁾、本件に当てはめている。第2には、量的証拠 (quantitative evidence) として、経済学者が提示した仮想的独占者テストを検討している。そのようにして画定された市場に基づき、市場シェアと参入障壁という間接証拠を中心に、monopoly power の有無について判断している。

具体的には、まず、一般検索サービス市場を認定し、同市場での Google の monopoly power を認めた。次に広告関連市場に関し、一般検索テキスト広告 (General Search Text Advertising) 市場については、これを認定して Google の monopoly power を認めた。一方、連邦政府が主張していた検索広告 (Search Advertising) 市場というより広い市場については、これを肯定したものの、Google の monopoly power は認めなかった。州政府のみが主張していた一般検索広告 (General Search Advertising) については、独立した市場として認定していない。

なお、本稿では、反競争効果 (排除効果)、とりわけ因果関係に係る判断に焦点を当てる都合上、以下では、この点について重点的に判示されている一般検索サービス市場の問題だけを取り上げる⁽²⁴⁾。

(2) 排他的取引

2 (3) のように絞られた訴因について、trial では、各種取引相手方との間で Google 検索をデフォルトとするような排他的取引 (exclusive dealing) を行っていることが認定された。その具体的内容の中心は、モバイルアプリ頒布契約 (MADAs) と収益分配契約 (RSAs) である。反競争効果の有無の判断は、(3) で見るとおり別途より厳格に行われるため、ここでは排他的取引に該当するかという観点から、上記契約が排他性を持つものであるかどうかを検討されている。

問題となった MADAs は、以下のような取引条件を含んでいた。Android 端末の OEMs は、Google モバイルサービス (GMS) アプリ一式を、無償でプリインストールするかどうかを選択することができる。GMS アプリは、Google Play Store、Chrome、Google、Gmail、Google Maps 及び YouTube といったコアアプリとフレキシブルアプリから成る。GMS アプリのうち1つでもプリインストールする場合は、コアアプリ及びフレキシブルアプリの全てをプリインストールしなければならない。また、GMS アプリのアイコンやフォルダを、デフォルトで端末のホーム画面上に配置する必要がある。MADAs を締結しプリインストールすることを決定した OEMs は、ユーザーがコアアプリを削除できない仕様とするよう要求されている。

RSAs は、およそ以下のような内容であった。Android OEMs とキャリアがモバイル端末上において特定の Google サービスをプロモーションすること (≒デフォルト設定) に同意することを条件として、Google は当該端末上でプロモーションがされたサービスから得られた収入の一定割合を支払う。ブラウザ OEMs が RSAs を締結する場合には、当該 OEMs が自社ブラウザの検索エンジンをデフォルト設定するのと引換えに、Google は当該ブラウザにおいて得られた検索広告収入の一定割合を当該 OEMs に支払う (このうち、Apple との契約は ISAs ともいう)。

MADAs を締結する OEMs やキャリアの多くが実際に RSAs を締結していた。

本判決は、高い参入障壁の下で長い間競争者が不在であったことを挙げて、検索の質や収益力により競争に勝利し続けてきたという Google の抗弁を否定している。

まず、ブラウザ契約に関しては、60～80%のクエリ (query) がデフォルト設定された Google 検索から

(22) Brown Shoe Inc., v. United States, 370 U.S. 294 (1962).

(23) ① industry or public recognition, ② the product's peculiar characteristics and uses, ③ unique production facilities, ④ distinct customers, ⑤ distinct prices, ⑥ sensitivity to price changes, and ⑦ specialized vendors.

(24) 一般検索テキスト広告市場の判示については、反競争効果の判断が重複するだけでなく、単独取引拒絶に係る別の論点が含まれるため、本稿の関心との関係では議論が拡散するおそれがある。

行われていることが示され、これが monopoly power の根拠ともなっていた。これに対して、Google は、取引相手方に対して競争者との取引を禁止しているわけではなく、同じブラウザ上で競争可能であること、ユーザーはデフォルトを変更可能であることを反論していた。本判決は、競争者は非効率的チャンネルでしか自分の検索エンジンを頒布できないこと、現実には他の事業者の競争機会が失われていることを指摘して、市場の実質的アクセス閉鎖により取引の排他性は肯定できると認定した。

Android 契約に関しても、本判決は、MADAs も RSAs も排他的であると結論付けた。MADAs については、Android 端末において Google Play Store が必須であること、端末にプリインストールするアプリを限定するという業界慣行がある中で MADAs 対象アプリ以外の検索アプリをインストールする可能性が著しく低下することを指摘して、競争者の頒布チャンネルが実質的に失われていると判断した。RSAs については、MADAs の上記排他性を補強するものと評価している。すなわち、競争関係に立つ検索エンジンのプリインストールが禁止され、取引相手方が他の一般検索エンジンをプロモートする能力も制限されることになる。こうした排他的デフォルト設定によって収益分配が得られる構造になっているため、MADAs 対象端末は、RSAs によって検索収益を得るのが経済合理的な仕組みになっていたと指摘されている。

(3) 因果関係・反競争効果

反競争効果そのものの検討に入る前に、本判決は因果関係に関する判示に紙幅を割いている。本判決は、規制当局が equity 上の injunctive relief (「差止命令」と訳されるが、それより広い) のみを請求する場合、因果関係立証基準 (standard) は緩やかでよいと指摘した上で⁽²⁵⁾、monopoly power の維持に実質的に寄与しうると合理的に見える反競争行為を被告が行っている事実から、裁判所は因果関係の存在を推認しうる (Courts may “infer ‘causation’ from the fact that a defendant has engaged in anticompetitive conduct that ‘reasonably appear[s] capable of making a significant contribution to ... maintaining monopoly power.’”)、と判示した。その主な根拠として、先例である Microsoft 判決⁽²⁶⁾、特に同判決が引用する Areeda & Hovenkamp による Antitrust Law 体系書⁽²⁷⁾を引用している。先例は、あれなければこれなしという証明 (but-for proof) までは要求していない。Google の排他的頒布契約が一般検索サービス市場における monopoly power の維持に実質的に寄与しうるかどうかが問題であり、本件の事実関係はそれを示している。他方で同じくシャーマン法 2 条の事案で but-for proof の立証を要求した Rambus 判決⁽²⁸⁾に依拠すべきだとする Google の主張については、同判決が排他的取引に典型的に適用されるルールではないとして事案を区別している⁽²⁹⁾。

本件事案においては、Google の排他的取引が行われなくとも、Google の一般検索が選択され、同程度の monopoly power が維持されたはずだというのが Google の主張であった。すなわち、but-for proof の基準では因果関係が満たされないというのである。

これに対し、本判決は、以下の 3 点から、反競争効果を認めている。第 1 に、市場の実質的部分が閉鎖されたことである。全クエリの 50% が本件で対象となっている排他的契約の対象となる default search access points によるものだと指摘されている⁽³⁰⁾。ここで、実質的閉鎖といえると評価するにあたっては、各契約から生ずる閉鎖効果を累積して計算している。第 2 に、本件排他的取引のデフォルトの威力により、競争者

(25) 政府でなく私人が原告の場合や金銭賠償等を求める場合には、これよりも厳しい因果関係基準が求められるということになる。この点につき、滝澤前掲注 (4) 97 頁参照。

(26) 253 F.3d., at 79. holding that the plaintiff in an “equitable enforcement action” need not “present direct proof that a defendant’s continued monopoly power is precisely attributable to anticompetitive conduct”

(27) quoting 3 AREEDA & HOVENKAMP, ANTITRUST LAW ¶ 651c, at 78 (1996).

(28) 522 F.3d., 456 (D.C. Cir. 2008).

(29) 詳細につき、滝澤前掲注 (4) 98-99 頁参照。

(30) ユーザー自らがダウンロードした Chrome からのクエリ (20%分) はここに含まない。

(既存の競争者と潜在的競争者のどちらも含む) から規模 (scale) を奪い、質の面でも集積の面でも対抗不可能にして、そもそも牽制力を失わせていると指摘する。そして第3に、排他的取引により競争者の投資やイノベーション意欲を阻害しているとする。

(4) 競争促進効果 (正当化理由)

Google が提示した競争促進効果は、主張として弱く、本判決はその全てを否定した。第1の主張は、ユーザーがすぐに使える、検索が増えるといった形で一般検索サービス市場に与える利益である。本判決は、それはデフォルト設定から生ずる利益であって排他性が必要であることを説明しないと指摘した。さらに、デフォルト設定のための競争は働いておらず、検索アウトプットが増えたとしても反競争効果を上回らないと述べた。第2、第3の主張は、一般検索サービス市場の利益から反射的に生ずる、もしくは副次的に生ずる他市場の利益であるが、どちらも主張の基礎付けが不十分であるとして、簡単に否定されている。

4. Remedy 判断：一般論

3 で見たシャーマン法2条違反を認定する判断を受けて、原告から Chrome の分割を含む詳細な remedy 案が提出された。これに対する Google からの反論と代替的 remedy 案を受けて、remedy に係る evidentiary hearing が実施され、2025年9月に remedy 判断 (memorandum opinion) が公表された⁽³¹⁾。

(1) 前提

前提事項として特筆すべき点に、2 (2) で見たような訴訟指揮が取られたために、違法性判断時よりも remedy 判断時が1年弱遅れ、その間に事実関係が若干変化したことがある。そこで、remedy 判断では、特に生成 AI をはじめとする技術進展やそれに伴う変化に対応する以下の3点について事実認定を追加している。すなわち、第1に、生成 AI とこれを活用した商品役務の普及が進み、当該分野では競争が激しいこと、第2に、生成 AI を用いた新しい search access points が生まれていること、第3に、Google が検索頒布契約を変更したことである。

(2) 判断枠組み

本判決は、まず、equity 上の remedy を判断するための基本原則を以下のように判示する。その内容は、裁判所の広範な裁量を確認しつつ、競争問題の専門家ではない裁判官が remedy を判断することに対する慎重な姿勢を示すものである。

適切な remedy とは、違反行為を差し止めて競争過程が回復する条件を整えることであり、連邦地裁はそのための広範な裁量を持つ。行動的措置 (behavioral remedies) は、違反と特定された行為を差し止めるにとどまらず、また、違反行為が行われる以前の状態に回復するものだけに限定もされない。加えて、remedy は、違反行為の結果を排除するための合理的な方法でなければならない。事業分割のような構造的措置 (structural relief) も利用可能である。これは最も過激だが最も効果的で、おそらく最も重要な措置である。当該措置は独占を完全に排除することを目的としているので、違反行為と market power の創出・維持の間に実質的な因果関係が存在することをより明確に示す必要がある (a clearer indication of a significant causal connection between the conduct and creation or maintenance of the market power⁽³²⁾)。違反行為を行った者は、措置が実行困難であることを理由としてそれを免れることはできない。他方で、連

(31) 制度の違いといってしまうとそれまでであるが、公取委の排除措置命令と比べると、原告被告の対抗関係の下で、remedy の内容について格段に詳細な検討が行われ、複数の興味深い検討の視角が示されている。

(32) Quoting Microsoft, 253 F.3d at 106 (quoting 3 PHILLIP E. AREEDA & HERBERT HOVENKAMP, ANTITRUST LAW ¶ 653b (1st ed. 1996)).

邦地裁が持つ equity 上の権限には限界があり、最大限の競争回復措置を正当化するものでもない。例えば、Microsoft 判決が指摘していたように、裁判所は、技術革新を著しく阻害したり、需要者厚生 (consumer welfare) を損なったりするおそれのある措置には慎重でなければならない。

(3) 因果関係

本判決は、因果関係が措置命令の範囲を調整する上で重要な役割を果たすとして、それだけで独立の項目を立てて、丁寧に論じている。以下では当該判示を詳しく紹介する。

被告の反競争行為と検討対象市場における支配的地位との間の因果関係に係る証拠を上回る措置を認めるべきではない (The relief granted should not “exceed[] evidence of a causal connection” between the defendant’s anticompetitive behavior and its dominant position in the relevant market.)。本件においてこの点を判断するために、裁判所は2つの前提問題を解決しなければならない。①特定の措置を課すために求められる因果関係の強度、②当該基準を適用する措置の種類。この点、因果関係が推認 (infer) によってのみ認められる場合には、違反認定された Google の排除行為に限った差止命令が適切な措置だといえる点で、原告被告双方が合意している。さらに、課しうる命令の上限に関して、事業分割のような構造的措置は、強化された因果関係基準、すなわち Microsoft 判決で設定された基準である「当該行為と market power の創出・維持との間に、実質的な因果関係が存在することをより明確に示す必要がある」点でも合意している。問題は、この両極端の中間に位置する、より強固な行動的措置をどのように評価するかである。

この点、Google は、Microsoft 判決によれば、違反認定行為そのものの差止め以外の全ての remedy について、あられなければこれなしの因果関係 (but-for causation) の証明が求められると主張する⁽³³⁾。すなわち、本件排他的取引がなければ、検討対象市場における Google の market power が低下していた、あるいは競争優位性を享受していなかったであろうことを原告が証明しなければ、差止め以上の措置は正当化されないということである (そして、原告はその立証に失敗したと Google は主張している)。

本判決は、上記 Google の主張を退けている。本判決は、以下のように、Microsoft 判決⁽³⁴⁾を丹念に分析しながら、そしておそらく違反認定に対する批判も意識しながら、その理由を示している。Microsoft 事件において事実審裁判所がシャーマン法2条違反を認定した理由の一部は、新興の Netscape と Java の技術の頒布チャネルを閉鎖したことにある。控訴審において、Microsoft は、当該閉鎖と OS の独占維持との間に要求される因果関係の立証が不十分であるため、違反認定を覆すよう主張した。その根拠として、Microsoft は、「Microsoft の行為がなかったら、Navigator と Java は、Intel 互換パソコン用 OS 市場において真の競争を引き起こしていただろうと認定するには証拠不十分である」とする事実審の事実認定を挙げた。連邦控訴裁判所は、この Microsoft の主張を退けた。equity 上のエンフォースメント訴訟におけるシャーマン法2条違反の立証について、「原告が、被告が継続的に保持する monopoly power がまさにその反競争行為に起因することについて直接証拠を示さなければならない」ことを支持する判例は存在しない。むしろ、推認 (infer) に基づく因果関係——すなわち、排除行為が「monopoly の維持に実質的な寄与 (a significant contribution) をすることが合理的に見込まれるか (reasonably capable of)」——が、違法性を立証する上で適切な基準である、とされてきた。いずれにせよ、政府執行機関が、シャーマン法2条の違法性を立証するために、あられなければこれなしの証明 (but-for showing) を必要とする状況は、一切存在しない。「シャーマン法2条の違法性判断を、被告の反競争行為が存在しない場合の仮想市場を原告が再構築できるか否かに依存させてしまうと、独占者のより多くかつより早期の反競争行動を助長するだけであろう」。加えて、Microsoft 判決は、現実の立証上の問題も指摘していた。原告も裁判所も、被告が排除行為を行っていない

(33) この主張は、a clearer indication of a significant causal connection = but-for causation と読む解釈に基づく。

(34) 253 F.3d at 68-70, 75-76.

場合について、対象商品の仮想的な技術発展状況を自信を持って再構築できるわけではない。したがって、違法性を判断するには、より緩やかな基準が適当である、なぜなら、被告は、自分自身の望ましくない行為から生ずる不確実な結果を受け入れるべきであるからだ⁽³⁵⁾。

Microsoft 判決は、因果関係の議論が、違法性判断のみならず、remedy の認定にも関わることを指摘している⁽³⁶⁾。この点につき、Microsoft 第一審裁判所は検討不十分であった。「構造的措置を課すべきか、それとも単に問題となっている違反行為を差し止めるべきか」を改めて検討する必要がある、と連邦控訴裁は指摘している。この文脈において、連邦控訴裁は、構造的措置を支持する立証基準が、推認による因果関係よりも厳しいものになると説明しており、その流れの中で、「構造的措置は…『違反行為と market power の創出・維持との間に実質的な因果関係が存在することをより明確に示す必要がある』⁽³⁷⁾と判示していた。ここでも、当然ながら、同判決自身も、そして同判決が引用する Areeda & Hovenkamp の体系書も、remedy の因果関係を説明するに際して「but for」という言葉は用いていない。

上記のように先例たる Microsoft 判決を確認した上で、本判決は、Google による Microsoft 判決の解釈は、拡大解釈であると指摘する。Microsoft 事件において、原告は、違反認定段階で but-for causation を立証していない。したがって、そもそも事業分割が認められないのであれば、差戻しは不要であり、単に差し止命令を行うよう指示すればよかつたはずである。しかし、連邦控訴裁はそうしなかった。つまり、but-for causation が立証されていなくても、行動的措置、構造的措置のどちらもが可能であると考えていたであろうと推測できる。

被告の反競争行為が存在しない場合の仮想市場を再構築できないという問題は、従来連邦最高裁⁽³⁸⁾や主要な学者たち⁽³⁹⁾も認識していた問題であり、Google による Microsoft 判決の読み方を否定する方向に働く。原告政府は、違反被疑行為が起きなかった場合よりも実際に競争が下回っていることまで立証する必要はない。当該行為の帰結として反競争の結果が自然に予想されることを示すので十分である。この問題は remedy 段階でも解決困難であって、本件のように技術市場が関係する事案では特に困難度が高まる。

実際、Microsoft 事件における差戻後のニューヨーク連邦地裁の是正命令⁽⁴⁰⁾は、but-for causation が立証されていなくとも、単なる違反行為の禁止を超える remedy を認めた。そして、この判断は全体として控訴審で維持されている。

以上より、Microsoft 判決にいう「実質的な因果関係 (significant causal connection)」は、but-for causation と同義ではない。

第 2 の前提問題の検討に移る。Google は、実質的な因果関係の証拠がない場合、「被告の反トラスト法違反行為は、『当該行為の継続に対する差止め』によって是正されるべきである」とする NY 差戻審判決の判示に重きを置く。Google によれば、この判示は、違反認定された排除行為そのものの単なる禁止命令とそ

(35) quoting 3 AREEDA & HOVENKAMP, ANTITRUST LAW ¶ 651c (1st ed.1996). See also 3 AREEDA & HOVENKAMP ¶ 651g.

(36) See id. at ¶ 653f (“It is thus proper to invoke again the proposition that the monopolist bears the risk of the uncertain consequences created by its exclusionary acts. . . . [T]he proper relief is eradicating all the consequences of the act and providing deterrence against repetition; and any plausible doubts should be resolved against the monopolist.”); id. at ¶ 650a (2) (B) (“[I]t is always appropriate to deprive the defendant of the continuing benefits of past misbehavior. In devising the ‘tailored’ remedies for this purpose, reasonable doubts will ordinarily be resolved against the defendant.”).

(37) Id. at 106 (3 AREEDA & HOVENKAMP, ANTITRUST LAW ¶ 653b (1st ed. 1993) より引用)。

(38) Standard Oil Co. of Cal. v. United States, 337 U.S. 293, 309-310 (1949) を引用。ただし、この連邦最高裁判決は、シャーマン法 2 条とクレイトン法 3 条を区別し、クレイトン法を適用する際に因果関係の水準を低く設定していた。したがって、シャーマン法 2 条を問題にする本件の先例としては不適切である。

(39) AREEDA & HOVENKAMP ¶ 657a2 を引用。

(40) New York I, 224 F.Supp.2d at 102. 連邦控訴裁判所による Microsoft 判決の後、連邦政府をはじめ多くの原告は和解したが、New York 州をはじめとする一部の州は訴訟を継続した。当該判決は、この差戻審判決である。本判決は、remedy 判断で当該判決を多く引用している。以下、これを「NY 差戻審判決」と呼ぶ。

の他全ての remedy との間に明確な線引きを行ったものであって、前者は推認的因果関係に基づいて課され基準を支持し続けているのに対し、後者は水準の高い「実質的な因果関係」テストを満たした場合にのみ正当化されるという。しかし、本判決は、ここでもまた Google は、当該引用を判決の文脈から切り離して解釈していると批判する。NY 差戻審判決の当該判示は、「事業分割という構造的措置」と「(被告の違反) 行為継続の差止め」以外のいかなる remedy にも言及しておらず、また Google が主張する 2 分法を採ってもない。当該差戻審の是正命令は、「単に反競争的と認定された具体的行為を禁止するにとどまらず、採られた措置の枠組みにおいて将来を見据えたもの」であって、「積極的是正措置 (affirmative measures)」さえも含んでいた。裁判所は、構造的措置を支持するのに要する実質的な因果関係を示す明確な証拠が欠如していると判断したにもかかわらず、このように広範な措置を採用したのである。

NY 差戻審判決は、「因果関係に係る証拠の強さと remedy の厳しさとの間の比例性 (“proportionality between the strength of the evidence of the causal connection and the severity of the remedy.”)」を考慮した。「違法性を立証した因果関係に係る証拠の強さを評価し、それに応じて remedy を調整する」。したがって NY 連邦地裁は、最も軽い違反行為そのものの差止めを一方の端、最も重大な事業分割などの構造的措置を他方の端として、連続的に remedy を捉えていた。

このアプローチに沿って考えると、適用される因果関係の基準は、求められる remedy の性質に見合ったものでなければならない。remedy がより抜本的な強い内容であるほど、それを裏付けるために求められる因果関係の強度は大きくなる。言い換えれば、適用される因果関係の基準は、問題の行為が被告の monopoly の維持に実質的に寄与したとの裁判所の確信の度合いを反映するものである。

本判決は、上記 NY 差戻審判決の示したアプローチを妥当なものと考え、これに従う。このアプローチは、反トラスト法上の remedy、より広く見れば equity 上の措置 (equitable relief) の中核的考え方に内在する比例性の要素と整合的であって、当該差戻審判決の控訴審においても覆されていないからである。

(4) 違反認定は remedy を基礎付けるのに十分か

(2)(3) で確認した原則の下で、本判決は、下記のように述べて、違法性判断における認定内容によって、原告から提示された多様な remedy に関する判断を十分に基礎付けると結論付けている。

まず、一般検索エンジンを頒布するために用いられている Google の排他的取引を差し止めるのに十分な認定が行われたことについては、当事者間で異論がない。

原告は、Chrome 分割を含むどの remedy を基礎付ける上でも、違法性判断で認定された因果関係以上のものは不要である、当該認定により、Google の行為が Google の monopoly power の維持に実質的に寄与したことが示されている、と主張した。これに対して Google は、違反認定では、緩められた因果関係基準を適用しただけであり、原告が提示する remedy に求められるより厳しい基準については判断されていない、と反論した。

裁判所は、どちらの主張も正しいとはいえない、と応答した。原告の主張に対しては、違反認定では緩やかな因果関係基準を適用したに過ぎず、より厳格な remedy に適用する因果関係基準を満たすことを意図した認定を行っていないと述べた。Google の主張については、違法性に係る認定がすべからず緩やかな因果関係基準内にとどまるという誤った前提に基づいている、と指摘した。裁判所が、違反認定とそれを基礎付ける事実記録に立ち返り、提示された証拠から強い推認が働いたか弱い推認にとどまったか、あるいは直接証拠から因果関係を示したかどうかといった点を判断してはならないとする根拠はない。この点で、Microsoft の事案は、本件に当てはまらない。同事件において、Microsoft は、検討対象市場外の新興技術（潜在的に代替可能であるにとどまる）を対象として排除行為を行ったため、因果関係の立証が困難であった。本件において、Google の排除行為は、現実存在する代替的商品の供給者に向けられていたため、より確実な因果的寄与がある。Google はこの事案の区別についても争っている。Google は、契約相手方が Google

検索以外の検索エンジンをプリインストールし、デフォルトに設定したいと望んでいた証拠や、Google との契約が排他的でなければ競争者が一般検索サービス市場に参入したであろうという証拠が全く存在しないことを指摘する。Google はさらに、自らが合法的に monopoly power を獲得した状況は、違法な独占期間の前から存在し、当該期間中も継続していたため、monopoly power 維持の要因は排他的取引以外に存すると主張する。すなわち、本件違反行為期間開始以前からすでに、著しいシェア優位性や自然な参入障壁が存在し、競争者よりも大規模な、世界最高の一般検索エンジンとなる技術を開発していたというのである。

裁判所は、Google の上記批判はいき過ぎており、その一部は法が認めうる範囲を超えている、と応答する。Google は、「独占が、ほぼ確実に、特定された排除行為以外の要因にも基づくものである」という事実を無視している。monopoly power を維持し得た唯一の又は最も重要な理由が反競争行為である、と言い切れる場合は稀である。市場で成功した合法的理由を指摘できるというだけで、独占者は、より厳しい remedy を回避することはできない。

裁判所は、シャーマン法 2 条違反認定において、Google の排他的頒布契約が monopoly power の維持に実質的に寄与したと判断した。問題は、裁判所がこの判断にどの程度の確証を持っているかである。最終的に、選択される remedy とその調整方法は、反競争行為と monopoly power 維持との間の因果関係の強さを反映しなければならない。裁判所はその評価のために、違法性判断及びその基礎となる訴訟記録を検討する。まず、当該頒布契約が Google の独占を維持し得た唯一の理由であったという見方は退けられる。違法性判断を確認すると、Google が投下した資本やイノベーション、ライバルである Microsoft がモバイル革命を見逃したことなども、Google の monopoly power の獲得・維持に部分的に寄与したと認定している。イノベーションや事業戦略の成功にもかかわらず、Google は独占維持のために違法な排他的取引を用いた。「反競争行為によって支配的地位を固め、当該ネットワーク効果を維持・拡大する権利は認められていない」。違反認定で、当裁判所は、本件排他的取引により 4 つの排除効果をもたらしたと認定した (3 (3) で挙げた 3 つと一般検索テキスト広告市場で指摘された 1 つ)。これらの効果は単独では持続せず、相乗効果により大きな排除効果を実現した。市場閉鎖に関していえば、実質的閉鎖を行うことにより、支配的事業者は、潜在的競争者が真の牽制力となるのに必要なレベル (critical level) に達するのを妨げうる。Google の排他的頒布契約は多くの取引相手方との間で長期にわたって有効に機能していた。Google の規模の優位性も独占の維持に重要な役割を果たした。Google は、検索のデフォルトを押さえたことで、そうでない場合よりも多くのクエリを獲得したことや、取得したユーザーデータが「検索性能を一定程度向上させた」ことを、違反認定段階において争わなかった。競争者はデフォルトクエリにアクセスする術がなく、これにより Google はデータ優位性を拡大できた。その結果生じた格差は甚大である。Google が 1 日に受け取るクエリ数は競争者合計の 9 倍、モバイルでは 19 倍に達する。Google が 13 ヶ月で収集するクリック・クエリデータの量は、Microsoft が収集するのに 17.5 年を要する。公平を期すと、当該規模の優位性は、本件で問題となった検索の排他的頒布だけでは完全に説明できない。訴訟記録によれば、多くのユーザーが本件契約に基づくデフォルト設定以外の経路 (主にユーザー自身がダウンロードした Chrome 経由) で Google にアクセスしており、別の検索エンジンがデフォルトに設定されていても、一部のユーザーは Google に戻っている。それでも、Google のデータ規模優位性はあまりにも大きいので、本件排他的契約がその格差に寄与したインパクトをわずかなものと見るのは現実を無視している。本件排他的契約により、Google は、データ格差を継続的に拡大し、競争者が Google を牽制しうる品質水準を達成できないようにしたのである。本件排他的頒布契約を用いて Google がデフォルトを固めたことで、Microsoft をはじめとする競争者は挽回不可能だと認識し、その投資も減退した。参入障壁の高い市場において、Google が最も効率的な頒布経路を複数年契約で独占したことは、新規参入者が障壁を乗り越えようとする意欲を確実に削いだ。Apple についても、開発能力を備えていながら、Google から的高額な収益分配の支払いによって、独自の検索エンジンを立ち上げる意欲が削がれた。以上が違反認定の骨子である。

デフォルトステイタスは、デフォルトの独占的利益が得られることを意味し、Google はこれを将来の頒布契約を固定化するために利用した。Google の高額な収益分配の支払いは、排他的契約の明らかな副産物であり、市場を極めて変化しにくい状態に強化した。remedy 検討段階において、この認定に反する証拠は一切示されなかった。むしろ、Google の提携企業は、自社製品のイノベーションと運営にとって Google からの収益分配の支払いが重要であることを一様に強調し、原告が提案した収益分配支払禁止措置に強く反対した。本裁判所の認定事項を見ると、本判決の違反認定を支えているのは、ごくわずかな推認にとどまらない。提示された証拠から、排他的契約が競争に与えたインパクトは明らかであり、競争者の競争に向けた試みを確実に阻止し、検索エコシステムを「凍結（固定化）させた (froze)」のである。この点において、本判決の違反認定は、Microsoft 判決及び NY 差戻審判決で認められた因果関係よりも強固な因果関係を示している。

(5) remedy 設計の基本原則：違反行為から得られる果実の剥奪

本判決は、反トラスト法上の remedy は、被告が法令違反による果実 (fruits) を得ることを認めないよう設計しなくてはならない、まず当該果実を特定し、その上でこれを剥奪できるようにしなければならない、という原則を示している。

本判決は、少なくとも次の A~C を、Google の反競争行為から生み出された果実として特定する。A 競争上の脅威からの自由 (Freedom of Threats)。その内容は実質的に排除効果と重なる。本件排他的契約の影響を十分評価するには、取引条件そのものだけでなく、排除効果を増幅するデフォルトバイアスやネットワーク効果等も一体として見るべきである、とする。B 規模 (Scale)。ユーザーデータの規模を指す。量と質（データの幅、多様性）の両面で豊富なデータ規模を獲得することにより、一般検索エンジンの性能と金銭化 (monetization) の双方を向上させ、両者の間の好循環を可能にする。C 収益 (Revenue)。Google 検索の金銭化に伴う収益を指す。一般検索エンジンが多くのユーザーに利用されることで、より多くの広告を出稿でき、豊富なユーザーデータに基づきより効果的な広告を行いうる。その結果、多大な収益を獲得できる。

Google は、Google の違反行為が寄与した規模や収益について、量的に特定して示すべきだと主張したが、そうすべき根拠がないとして、退けられている。

なお、この段階ですでに本判決は、Google が違反行為から得た果実を剥奪する上で、行動的措置は必要であるとする一方、構造的措置に対しては疑問を呈している。

(6) 生成 AI を remedy に含めうるか

違反認定段階では除外されたものの、remedy 判断段階の事実認定で追加された生成 AI を remedy に含めうるかが問題になった。本判決は、これを肯定している。

Google は、生成 AI 製品は検討対象市場の商品でなく、違反認定の対象にも関わらないので、remedy に含めるべきでないと主張した。これに対して裁判所は、違反認定段階で特定された商品に限る必要はなく、これと代替機能を持つ商品役務に置き換えて remedy の範囲を検討してよい、とした。

5. Remedy 判断：本件特定の remedy 判断の概要

本件では、違反認定を受けて、原告である連邦政府 (DOJ 反トラスト部門) らと被告 Google がそれぞれ remedy 案を申し立て、これを裁判所が詳細に吟味している。4 で確認した remedy 判断の基本原則を踏まえて、各措置を命ずることにより、競争回復目的を達することができるかと十分説明されているかどうかを検討されている。

(1) 排他的取引の差止め

まず、Google が申し立てた違反行為の差止命令案が検討されている。すなわち、① Google Play をはじめとするソフトウェアライセンスにおいて、OEMs に対して、Google 検索や Chrome をプリインストールする条件をつけない、② キャリアに対して、他の GSE やブラウザをプリインストールしない条件で、Google のソフトウェアをライセンスしない、③ 製品の複数のアクセスポイントをまとめて Google 検索や Chrome をプリインストールすることを条件に金銭の支払いをしない。本判決は、これらを命ずることで、取引相手方に対し、より自由を与えられ、競争回復に資すると評価する。他方で、強いネットワーク効果が排除効果と monopoly power を強化している状況では、違反認定された排他的取引の差止めだけでは足りず、より積極的措置が求められるとも指摘する。この点、本判決は、技術発展により既存システムが陳腐化している場合には、そうした積極的措置は不要であると留保しつつ（Google はそのような主張を行った）、本件市場はそうではないと評価する。Google の排他的取引は、ネットワーク効果を不当に増幅してきた。10 年以上競争が行われなかった市場で、違反行為を禁止するだけでは競争の回復という目的を実現するために十分でない。このような認識の下で、差止内容に以下のような細かな修正を加えている。第 1 に、OEMs やキャリアとの契約期間の長さが盛り込まれていないが、1 年とすべきであること。第 2 に、第三者の一般検索サービスのプロモーションを許可する条項から生成 AI を除外しているのは不十分であること。また、相手方に Apple を含むと明確に書き込むべきこと。第 3 に、Google の Gemini Assistant App の定義が狭過ぎるため、同等の新しい生成 AI 商品を捕捉できるようにすること。

(2) 構造的措置

本判決は、原告が提案した、Chrome の分割、Android の条件付分割という構造的措置について⁽⁴¹⁾、どちらも認めなかった。

Chrome の分割案は、Chrome を Google が保有し続けると、その独占が維持され続けるのではないか、という懸念に基づく。

Chrome のデフォルトは、一般検索サービス市場における Google の独占に確かに寄与してきた。しかし、事業分割は注意深く課されるべき措置であって、他のより大掛かりでない remedy では不十分な場合にのみ認められる。原告はこの点を立証していない。しかも、原告の主張は、構造的措置に求められる、実質的な因果関係の明確な立証という基準を満たしていない。違反行為が monopoly power の維持に実質的に寄与したことは強く推認できる一方で、適法な行為もこれに重要な役割を果たしてきたからである。また、Chrome 分割という措置は、達成しようとする目的を超えている。問題となっているのは Chrome のデフォルトに対する Google のコントロールであって、Chrome の所有全体ではない。適切な措置の範囲も超えている。本件の地理的市場はアメリカだが、Chrome アクティブユーザーの 80% 以上はアメリカ外に存在する。アメリカの Chrome だけを分割することが容易であると原告は示そうともしていない。そもそも事業分割は非常に混乱を招きやすく、リスクを孕む。Chrome は、単独ではビジネスが成立せず、Google の様々なシステム等に依存している。Chrome の分割によって検索の質が低下し、需要者余剰を損なうおそれは否定できない。

原告は、final judgment の有効性を担保し、迂回を防止するため、Android のコントロールが競争の不在に実質的に寄与していないことを、Google が証拠の優越によって示さない限り、Android を分割すべきであると主張していた。しかし、裁判所は、Chrome 分割を否定したのと同じ上記の点に加えて、こうした立証条件の付加には法律上の根拠がないという理由で退けている。

(41) もっとも、本判決は、これらを事業分割という構造的措置と位置付けるかどうかについては留保しうることを示唆しつつ、原告の主張に従って構造的措置として検討を進めている。

(3) その他の主要な行動的措置

さらに、以下の4点が、違反行為の差止めに加えられる主要な行動的措置(Additional Core Remedies)として検討された。収益分配の支払禁止(Payment Ban)、データ共有措置(Data-Sharing Remedies)、シンジケーションライセンス措置(Syndication Remedies)⁽⁴²⁾、チョイススクリーンの実施(Choice Screens)である。

第1の収益分配の支払禁止について、裁判所は、否定した。理由として、OEMs、キャリア、ブラウザデベロッパを害する実質的なおそれがあること、需要者余剰を損なう可能性が高いことが指摘された。

第2のデータ共有措置については、対象範囲を若干狭めた上で、概ね認容された。データ、特にその「規模」は、本件反競争行為の主要な果実であるため、その共有を求めることは、違反行為の「結果を除去する合理的方法」であると判断された。本判決は、原告が共有を求めた各種データを典型的に精査して、Googleの排他的取引による主要な果実と見做しうる規模のあるデータと評価できないものを除いている。

第3のシンジケーションライセンス措置についても、違反行為の結果を排除するための「合理的な方法」基準を満たすとして認容した。ただし、提案された措置内容が広範に過ぎるとして、対象範囲を相当程度限定している。認容理由について、競争者が独自の検索インデックスを構築し、高品質な検索結果を提供する能力を確立するには時間を要するため、短期的競争を可能にする点で、Googleの反競争行為の影響に対処する「合理的な方法」だと説明する。ただし、当該remedyにより競争者が完全にGoogleにフリーライドする状況は認めないとも述べて、その観点から提供対象シンジケーションを限定したほか、提供条件についても、期間、価格、内容面で厳格にする方向で修正している。

第4に、チョイススクリーン実施措置については認容しなかった。Googleが持つデフォルトの力を抑制するという当該remedyの目的が反トラスト法の目的と合致することは認めつつも、商品の仕様変更は裁判所の任務を越えており、適切なremedyともいえないこと、当該remedyを採用しても現在の競争状況を変えるものではないと見込まれることを指摘している。

その他の措置の中で特筆すべき点として、原告を支援する技術委員会(technical committee)の設置が認められ、remedyの実施に際して現実的調整を行うことが期待されている。

6. 若干の検討

以上に紹介した本判決の内容から分かるとおり、本判決の違法性判断における最大の争点は因果関係であり、それはremedy判断にも実質的な影響を与えている。以下では、まず、因果関係の問題について若干の検討を加えた後⁽⁴³⁾、remedy判断に登場した複数の原則について確認する。

まず、本件が、common law上の損害賠償請求訴訟などでなく、equity上のremedy請求訴訟であること、私人間訴訟でなく政府(Attorney General)を原告とする訴訟であることが、特定の因果関係を必要とせず、実質的因果寄与の合理的推認という緩やかな基準を採用する理由の1つに挙げられている⁽⁴⁴⁾。

違反認定において、本判決は、問題行為がmonopoly powerの維持に実質的に寄与したという合理的推認により因果関係を認めたMicrosoft判決を先例として採用し、他方で、but-for causationを適用したRambus判決⁽⁴⁵⁾からは事案を区別した(シャーマン法2条違反が議論されたRambus判決は、Rambusの欺瞞的行為がなかったとすれば、Rambusの技術でない非独占的でオープンな規格が標準技術に採用されていたであろうことが立証されていないとして、因果関係を否定した)。これに対しては、下記のとおり、

(42) "Syndication" in this context means an arrangement whereby one GSE provides another GSE the results and content for its SERP.

(43) 因果関係については、注4に挙げた拙稿がより詳しく議論しているので、参照されたい。

(44) See 3 AREEDA & HOVENKAMP, ANTITRUST LAW ¶1651c, see also Herbert Hovenkamp, Antitrust Harm and Causation, 99 Wash. U. L. Rev. 787, 837-842 (2021).

(45) Rambus Inc. v. FTC, 522 F.3d 456 (D.C.Cir. 2008).

Microsoft 判決と比べても、本判決は因果関係の水準を引き下げているという指摘があった⁽⁴⁶⁾。

Microsoft 事件では、Netscape Navigator や Java といった middleware の排除が問題になったが、これらは検討対象市場の商品役務でなく、新興の牽制力 (nascent threats) であって、潜在的な代替手段に過ぎなかった。そこで Microsoft 判決は、不確実性が大きいと、当該排除行為がなかった場合の仮想現実を正確に再構成できないという根本的な立証上の困難があることを挙げ、これを原告に立証させることの問題を指摘した上で、次のような因果関係の判断基準を示していた。①新興の牽制力の排除が、被告の継続的な monopoly power の維持に実質的に寄与しうる行為類型であると合理的にいえるかどうか、かつ、② Microsoft が当該排除行為を行った時点で、Java と Navigator が新興の牽制力であると合理的に認められたか⁽⁴⁷⁾。本判決は、このうち①のみを引用して本件に当てはめており、②を捨象している、その分だけ判断基準が緩められているというのである。

さらに、①基準の使われ方についても、次のような微妙なズレを指摘できる。Microsoft 判決においては、問題行為による Netscape Navigator や Java の排除は当然視されており、牽制力の観点から当該排除と monopoly power の維持との関係をめぐって上記の判示がされていた。これに対し、本件では、検討対象市場の競争者の排除が問題になったところ、Google の monopoly power はすでに十分認められるが故に、牽制力は不十分とされている。そこで、①が適用されるのは、主に Google の排他的取引と反競争効果 (排除効果) との間の因果関係についてである。

もっとも、Microsoft 判決で提示された上記判示自体が、シャーマン法 2 条の因果関係に係る一般論を展開していると言い切れるわけではなく、当該事案に即した、とりわけ nascent threats の排除が問題になる場合の判断枠組みを示したと読める点に注意する必要がある。この点、本判決が指摘するようなネットワーク効果やデータ規模の格差も加味すれば、本件において②の検討は有効でないかもしれない。また、違反被疑行為と排除効果との間の関係においても、Microsoft 判決が緩やかな因果関係を適用する理由として挙げている根本的立証上の困難という問題が当てはまりうることを指摘できるであろう。remedy 判断において、本判決が、Microsoft 判決の解釈を中心に丹念に示そうとした判示には、まさにそのような内容が含まれているように思われる。

因果関係は、remedy 判断においても、重要な基準として機能している。remedy は、反競争行為と monopoly power 維持との間の因果関係の強度、つまり因果的寄与度の証明の程度を反映しなければならないとされている。その意味で、因果的寄与度及びその証拠の強さと remedy の種類・性質の間には、比例性が求められる。ただし、本判決は、強い措置の場合に求められる実質的な因果関係の明確な立証 (a clearer indication of a significant causal connection) であっても、but-for causation とは同義でないことも明言している。

remedy 判断においては、他にも適切な remedy を認定するための複数の原則が示されていた。第 1 に、違反行為の結果を排除し、競争回復目的を達する合理的な方法でなければならない。この観点から、技術革新を著しく阻害したり、需要者厚生 (consumer welfare) を損なったりする蓋然性のある措置は認められていない。第 2 に、被告が法令違反による果実 (fruits) を得ることを認めないように remedy を設計しなければならない。この原則に関し、翻って日本独禁法の状況を見ると、課徴金額の計算式の設計において類似の考え方が登場するものの、排除措置命令等の是正措置一般の検討に際してはほとんど念頭に置かれていない。そもそも、公取委の裁量の名の下、命令の相当性につき、十分な検討が行われていないのが実態である。しかし、比例原則の観点から措置の必要性、十分性を画する上で、上記原則は、日本法においても重要な視角となりうるように思われる。

(46) そのような批判的レビューは多く見つけられるが、代表的なものとして、United States v. Google LLC, 138 Harv. L. Rev. 891 (2025).

(47) 253 F.3d at 79.